

【分配金のお知らせ】

2016年8月30日  
野村アセットマネジメント株式会社

## 「野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルリアル毎月分配型」の 2016年8月29日決算の分配金について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルリアル毎月分配型」(以下、ファンドといいます。 )の2016年8月29日決算の分配金についてご案内いたします。

今回の決算におきまして、新興国高配当株およびブラジルリアル(対円)の為替レートが軟調だったことなどを要因に基準価額が下落したこと等を勘案し、分配金を前回決算時の100円から50円に引き下げることをいたしました。

当資料では、ファンドの実質的な主要投資対象である、新興国の高配当利回り株式等(DR(預託証券)※、優先株を含みます。)を「新興国高配当株」といいます。

※ Depository Receipt(預託証券)の略です。5ページ「ファンドの特色」も併せてご参照ください。

分配金引き下げに関する詳細な説明は次ページ以降をご参照ください。

分配金額と基準価額は下表のとおりです。

### 【分配金】(1万口当たり、課税前)

分配金額 (前回決算)	決算日の基準価額	決算日の基準価額 (分配金再投資) (前回決算)	分配金額設定来累計
50円 (100円)	4,540円	7,080円 (7,063円)	2,600円

前回決算:2016年7月27日、設定日:2014年11月12日

基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したもとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

- ・分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
- ・分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

—上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。—

### 【分配の方針】

原則、毎月27日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。

分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 【分配金引き下げの背景】

今回の決算におきまして、分配金を前回決算時の100円から50円に引き下げました。

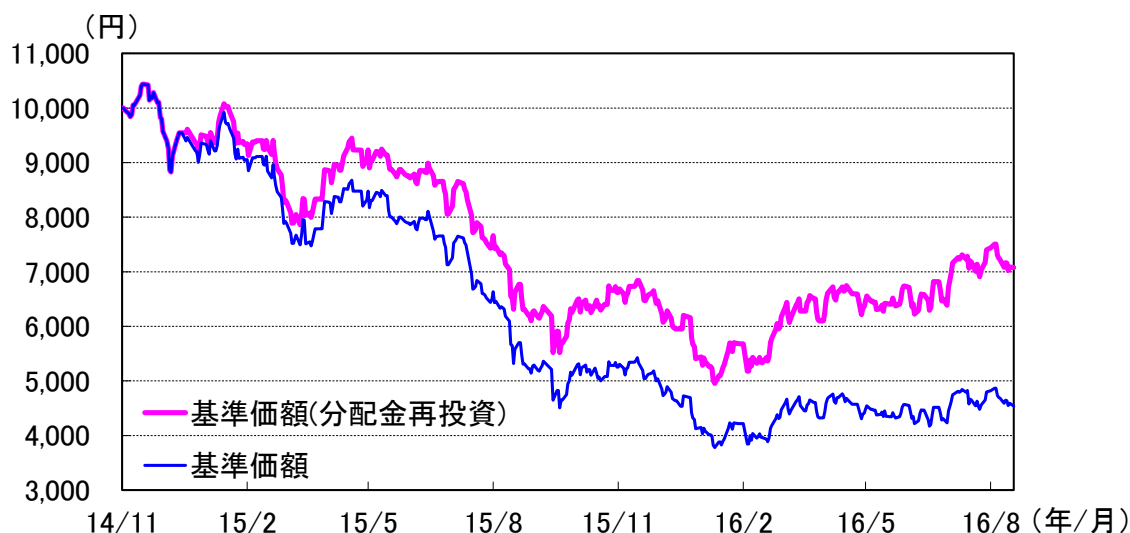
基準価額は、ファンド設定以降、概ね下落基調で推移しました。2015年11月27日の決算において分配金を引き下げたものの、新興国高配当株が軟調だったことやブラジルリアル(対円)の為替レートが下落したことなどを背景に、それ以降も基準価額は5,000円を下回る水準で推移しました。

2016年8月29日現在の基準価額は4,540円、設定来の騰落率は-54.6%でした。分配金を加味した基準価額(分配金再投資)の同期間の騰落率は-29.2%となりました。

新興国高配当株やブラジルリアル(対円)の為替レートが軟調だったこと(次ページご参照)などを要因に基準価額が下落したこと等を勘案し、今回の決算において分配金を引き下げることにいたしました。

### 基準価額の推移

期間:2014年11月12日(設定日)～2016年8月29日、日次



基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したもとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

—上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。—

## 【ファンド設定来の投資環境について】 ファンド設定来:2014年11月12日以降

### 《新興国の株式市場》

新興国の株式市場は、2015年5月から12月にかけて、ギリシャの債務問題を巡る混乱、資源価格の下落、中国景気の減速が世界経済に与える影響が不安視されたことなどを背景に、大幅に下落しました。

しかし、2016年に入ってから、資源価格の上昇などを背景に、回復傾向となりました。

### 新興国高配当株\*のパフォーマンス推移

期間:2014年11月12日～2016年8月19日、日次



※新興国高配当株:MSCIエマージング・マーケット・ハイディビデンド・イールド・インデックス(配当込み、米ドルベース)  
出所:FactSetのデータを基に野村アセットマネジメント作成

### 《ブラジルリアル市場》

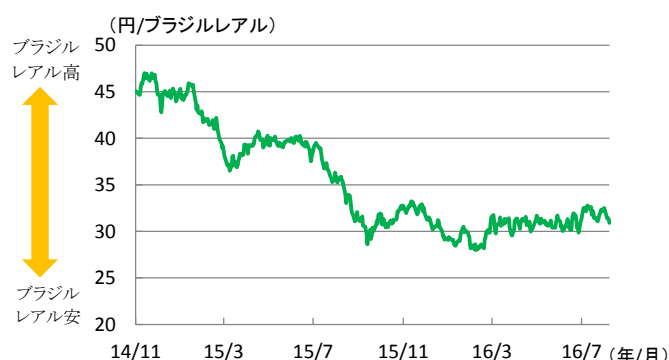
ブラジルリアル(対円)は、ファンド設定以降、財政悪化、インフレ加速に伴う金融引き締めによる景気悪化、汚職事件を巡る政治的混乱から下落局面が続きました。

2015年半ば以降も、米国利上げ観測や中国経済への懸念、資源価格の下落、さらに2015年9月には格付会社による信用格付の格下げが加わり、軟調に推移しました。

しかし、2016年2月には原油価格が反発に転じたことや、ルセフ大統領が退陣することでブラジルの構造改革が進展するとの期待が市場で広がったことなどから、ブラジルリアル(対円)は上昇しました。

### ブラジルリアル(対円)の為替レートの推移

期間:2014年11月12日～2016年8月19日、日次



出所:ブルームバーグのデータを基に野村アセットマネジメント作成

— 上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。  
— また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。 —

## 【今後の運用方針】 (以下の内容は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。)

当面、世界的に景気は大きく減速することはないと思われ、かつ金融政策についても緩和的であり続けるとの期待があり、株式市場には追い風となる環境となっています。ただし、英国のEU(欧州連合)からの離脱をめぐる不透明感はすぐに払拭できるものではなく、その影響も中・長期的にわたる恐れがあり、今後の展開を注視する必要があります。

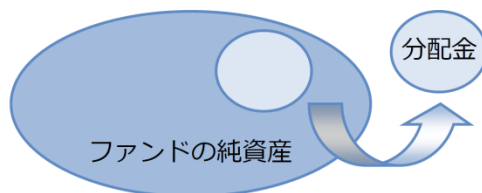
新興国株式市場の投資判断においては、引き続き各国の景気動向や経済構造改革への取り組みを注視します。個別銘柄の投資機会の発掘にあたっては、①独自の成長要因を持つ、②配当を含めた株主還元への姿勢が評価できる、③配当利回りを含めた投資指標に割安感が強いなどの点に注目して、中・長期的な観点から個別企業の分析及び評価を行ないます。

今後とも「野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルリアル毎月分配型」をご愛顧賜りますようお願いいたします。

以上

## 分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

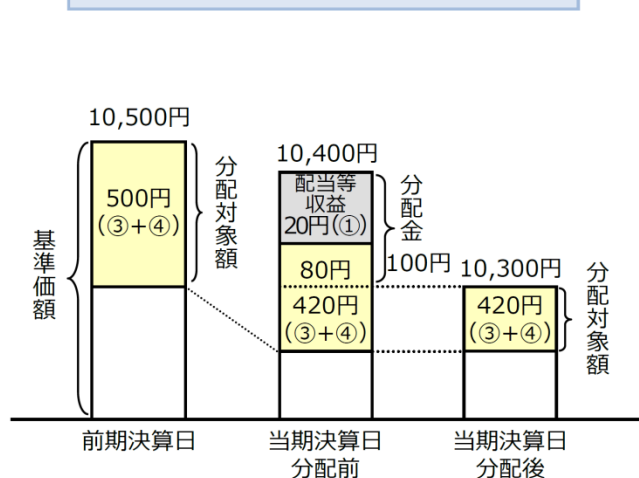
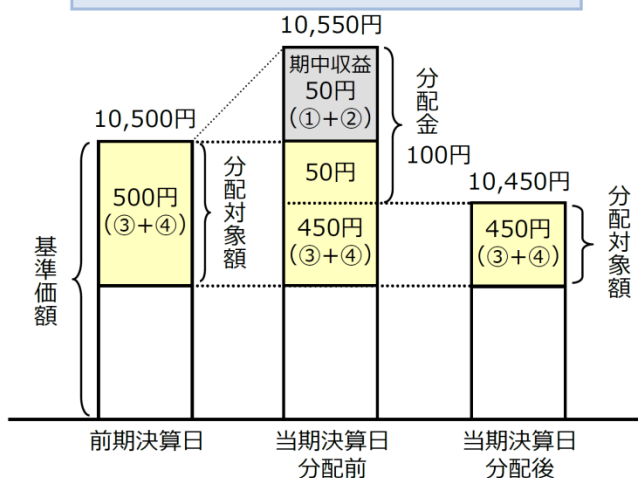
- ・ 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

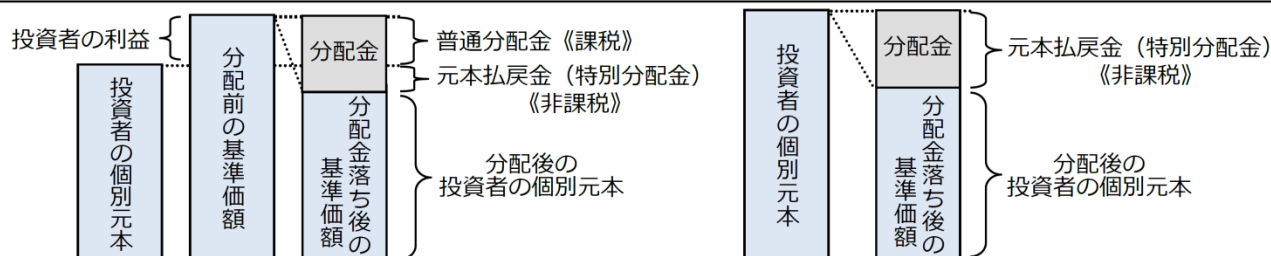
### 前期決算から基準価額が上昇した場合

### 前期決算から基準価額が下落した場合



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

- ◇ 普通分配金 …… 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
- ◇ 元本払戻金（特別分配金） …… 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。



※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用実績に関する情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料中の記載事項は、全て当資料作成以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、株式等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します（また、外貨建資産に投資しますので、この他に為替変動リスクもあります。）ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。

## 【ファンドの特色】

- 高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目指します。
  - 新興国の高配当利回り株式等(DR(預託証券)<sup>※1</sup>、優先株を含みます。)を実質的な主要投資対象<sup>※2</sup>とします。  
加えて、保有する銘柄にかかるコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入<sup>※3</sup>の獲得を目指す「株式プレミアム戦略」を実質的に活用します。
- ※1 Depository Receipt(預託証券)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。
- ※2 「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- ※3 オプションを売った対価として受取る権利料のことを指します。

## ＜一般的なコール・オプションとは＞

・コール・オプションとは、ある特定の商品(株式など)を将来のある期日(満期日など)に、あらかじめ決められた特定の価格(＝権利行使価格)で買う権利を売買する取引のことです。

・取引開始日に、コール・オプションの買い手は、その対価として、コール・オプションの売り手にプレミアム(権利料)を支払います。

・買い手は満期日に権利を行使して、当該商品を権利行使価格で手に入れることができます。一方、売り手はこの権利行使に応じる必要があります。商品の受渡しによる決済のほか、現金による決済もあります。

・株価水準や株価変動率が上昇すること等が、コール・オプションの評価値の上昇要因となります。なお、コール・オプションの売却を行なう場合には、コール・オプションの評価値の上昇は、損失を被る要因となります。

※上記は、コール・オプションの全てを説明したものではありません。また、当てはまらない場合もあります。

- 円建ての外国投資信託「ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム－BRLクラス」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」に投資します。  
◆ 投資する外国投資信託においては、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドルを売り、ブラジルリアルを買う為替取引を行ないます。
- 通常の状態においては、「ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム－BRLクラス」への投資を中心とします<sup>※</sup>が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。  
※通常の状態においては、「ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム－BRLクラス」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

## ■外国投資信託「ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム－BRL クラス」の主な投資方針について■

- ◆ 新興国の高配当利回り株式等(DR(預託証券)、優先株を含みます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。
  - ◆ 新興国の高配当利回り株式等への投資に加えて、「株式プレミアム戦略」を活用し、さらなる収益の獲得を目指します。「株式プレミアム戦略」とは、保有する銘柄にかかるコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指す戦略をいいます。
    - ・各コール・オプションの売却等は、市場環境等を考慮し、それぞれ異なるタイミングで行ないます。
    - ・保有銘柄の一部または全部にかかるコール・オプションを売却することを基本とします。この場合、保有株数の一部または全部にかかるコール・オプションを売却します。
    - ・同一の銘柄に対し条件の異なる複数のコール・オプションを売却する場合があります。
    - ・各コール・オプションの満期時において、再度コール・オプションを売却する場合があります。この場合、コール・オプション条件は異なる可能性があります。
    - ・ファンドでは、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。
- ※株式等の価格の上昇/下落にかかわらずオプションのプレミアム収入を獲得することができます。一方で、株式等の価格が権利行使価格を超えて値上がりした局面では、株式等の価格の上昇による収益の一部を享受できない場合があります。

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- 分配の方針  
原則、毎月27日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。  
\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

当資料は、ファンドの運用実績に関する情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料中の記載事項は、全て当資料作成以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、株式等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますので、この他に為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

【投資リスク】

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式等を実質的に投資し、加えてオプション取引を活用しますので、当該株式等の価格下落や、当該株式等の発行会社の倒産や財務状況の悪化およびオプション価値の変動等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※ファンドの基準価額の変動要因には、この他にも、債券価格変動リスクなどがあります。  
※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

- 信託期間 平成36年7月29日まで(平成26年11月12日設定)
- 決算日および収益分配 年12回の決算時(原則、毎月27日。休業日の場合は翌営業日)に、分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- ご購入単位 1万口以上1口単位(当初元本1口=1円) または1万円以上1円単位  
(ご購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、ご購入後にご購入コースの変更はできません。)  
※お取扱いコース、ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- ご換金価額 ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
- お申込不可日 販売会社の営業日であっても、申込日当日が下記のいずれかの休業日に該当する場合または12月24日である場合には、原則、ご購入、ご換金の各お申込みができません。  
・ニューヨーク証券取引所 ・ニューヨークの銀行  
・ロンドン証券取引所 ・ロンドンの銀行  
・香港取引決済所 ・ルクセンブルグの銀行  
・サンパウロ証券取引所 ・サンパウロの銀行
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、少額投資非課税制度などを利用した場合には課税されません。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

【当ファンドに係る費用】

(2016年8月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に3.78%(税抜3.5%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 *詳しくは販売会社にご確認ください。
◆運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.1664%(税抜年1.08%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。 ○実質的にご負担いただく信託報酬率(注) 年1.6664%程度(税込) (注)ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。
◆その他の費用・手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額(ご換金時)	1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。  
※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

◆設定・運用は

野村アセットマネジメント

商号:野村アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
加入協会:一般社団法人投資信託協会/  
一般社団法人日本投資顧問業協会

【ご留意事項】

- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先:野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ ☎ 0120-753104  
(受付時間)営業日の午前9時~午後5時

★インターネットホームページ★  
http://www.nomura-am.co.jp/

★携帯サイト★  
http://www.nomura-am.co.jp/mobile/

当資料は、ファンドの運用実績に関する情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料中の記載事項は、全て当資料作成以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、株式等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますので、この他に為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

# 野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルリアル毎月分配型

## お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
野村証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。  
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。